

つがる西北五広域連合病院事業医薬品供給仕様書（令和8年度～9年度）

1. 医薬品供給業務内容

(1) 調達品目

調達品目は、内服、外用、注射、造影剤、消毒剤、ワクチン及びその他の医薬品とし、詳細については、調達に係るプロポーザル参加申し込み受付時に配付する、令和8年度品目別提案単品単価一覧表（以下「医薬品リスト」という。）記載のとおりとする。

(2) 契約単価

令和8年度の契約単価は、令和8年度を4月から9月までの上期と10月から翌年3月までの下期に分け、令和8年度上期は、帳合交渉を経て提出された見積書をもとに契約を締結する。契約締結後は、当該納入単価で各月の支払いを行うが、提案値引率、令和8年度の薬価改定結果、同年度上期医薬品の納入状況を踏まえて、広域連合と契約締結業者とで適宜協議し、上期妥結額を反映した変更契約を締結し、上期支払額の精算を行うものとする。

令和8年度下期は、上期変更契約に基づき、令和8年度上期の妥結金額で各月の支払いを行うが、提案値引率、同年度下期の医薬品の納入状況を踏まえて広域連合と契約締結業者とで適宜協議し、下期妥結額を反映した変更契約を締結し、下期支払額の精算を行うものとする。また、令和9年度においても同様とする。

(3) 納入方法

広域連合各医療機関からの発注に基づき、各医療機関指定の場所に納入する。

(4) 物品検査

納入時に契約業者立会いのもと、広域連合各医療機関の担当者が実施する。検査の結果、不合格の医薬品があったときは、広域連合各医療機関が指定する期限までに代替品を納入しなければならない。

2. 医薬品供給業務要求水準

医薬品調達業務の実施に関し、契約相手方となる業者は、次の水準を満たし、及び必要事項を適正に実施しなければならない。

① 基本事項

- (ア) 契約相手方となる業者は、安定かつ継続的に業務を推進できる体制及び能力を備え、関連業務にかかる十分な実績を有していること。
- (イ) 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。

- (ウ) 業務パートナーとして、広域連合各医療機関の立場に立った業務運営ができること。
- (エ) 広域連合各医療機関の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。
- (オ) 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- (カ) 医薬品調達業務について、支障なく開始できるよう準備を進め、令和8年4月1日から適正に業務を開始できること。

②調達に係る事項

- (ア) 調達物品を確保し、確実に広域連合各医療機関指定の場所に納品できること。
- (イ) 広域連合各医療機関が必要とする薬品並びに新たに必要とする薬品の調達に対応できること。
- (ウ) 広域連合各医療機関が行う価格交渉に応じ、診療報酬改定等の社会情勢の変化を踏まえた、適正な価格で納入できること。
- (エ) 不具合等のクレームに迅速かつ誠実な報告、対応を行うこと。
- (オ) 広域連合各医療機関の指定する日時に、必要な数量を確実に納品すること。
- (カ) 大規模事故、災害時の緊急時に広域連合各医療機関が必要とする薬品を迅速に納品できること。
- (キ) 業務時間外の発注及び業務時間内の緊急発注にも対応できること。